

第3回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例

◆三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例
三鷹市大沢総合グラウンドの夜間照明設備の整備及び多目的スポーツ広場の新設に伴い、その使用料を定めることにも、関連規定を整備するものです。

◆三鷹市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
日本無線株式会社三鷹製作所跡地等の三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区について、既に定めているB地区のほかに、A地区及びC地区に係る地区整備計画区域の追加等を行い、これらの地区における建築物の用途の制限及び壁面の位置の制限について定めることにも、当該整備計画区域における建築物の敷地面積の最低限度を定めるものとす。

◆三鷹市地区計画の区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部を改正する条例
日本無線株式会社三鷹製作所跡地等の三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区について、既に定めているB地区のほかに、A地区及びC地区に係る地区整備計画区域の追加等を行い、これらの

地区における建築物の緑化率の最低限度を定めるものとす。

補正予算

◆平成29年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）
歳入歳出予算の総額に、それぞれ6千422万1千円を追加し、総額を79億1千51万8千円とするものです。補正予算の内容は、歳出予算では、総務費で、まちづくり応援寄附推進事業費の増額、市庁舎等建設基本構想策定関係費の増額、住民協議会活動支援事業費の増額、安全安心推進費の増額、財政調整基金積立金の増額、まちづくり施設整備基金積立金の増額、民生費で、健康福祉基金積立金の増額、教育費で、学校保健衛生費の増額を行うものです。歳入予算では、自動通話録音機設置促進補助金の計上、総務費寄附金の増額、前年度繰越金の増額、学校災害共済給付金収入の増額を行うものです。

◆平成29年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）
歳入歳出予算の総額に、それぞれ7千490万1千円を追加し、総額を79億8千44万9千円とするものです。補正予算の内容は、衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上するものです。

決算

◆平成28年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
◆平成28年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成28年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成28年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成28年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成28年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
※以上6件の決算議案については3面に関連記事を掲載

◆三鷹市教育センター耐震補強等工事請負契約の締結について
平成28年度から実施してきた設計業務を踏まえ、三鷹市教育センターの耐震補強等工事を行うために、工事請負契約を締結するものです。契約の方法は制限付一般競争入札、契約の金額は6億9千600万円、契約の相手方は白石・大創建設共同企業体で、工期は契約確定日の翌日から平成31年2月15日までです。



耐震補強等工事を行う教育センター

議員提出議案

意見書（要旨）

◆受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書
厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書では、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5千人と推計している。そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則つき規制を定める健康増進法の早急な改正を強く求め、本市議会は、国会及び政府に対し、次の事項について要望する。(1)対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。(2)屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。(3)屋内における規制においては、喫煙専用室

の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。(4)各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

◆小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書
従来、小・中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実情である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体において先行して実施されているものとの整合性など、既に幾つかの課題が散見される。よって、本市議会は、政府に対し、次の事項について要望する。(1)早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。(2)円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。(3)民間の人材を積極的に活用するなど、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

◆保育園及び学童保育所の待機児童の解消を求める意見書
保育園等を利用する児童数は20万人に達し、待機児童数は2万3千人を超えた。また、学童保育所のある国の利用児童数は10万6千人超となり、過去最多を更新し続けている。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、待機児童の解消のため、次の事項を含む施策の早急な実施を要望する。(1)待機児童も含めたものに見直し、保育園や学童保育所の必要な整備量を設定すること。(2)待機児童の解消及び子ども・子育て支援を拡充するため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を進めること。(3)子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応が可能な保育人材を確保するため、保育士の賃金を引き上げる等、処遇改善を行うこと。(4)潜在保育士の活用、職場復帰策として短時間正社員制度を積極的に導入する等、保育士のライフワーク・バランスの充実を図ること。

意見書（要旨）

◆性暴力被害者への支援の法定化を求める意見書
性暴力被害者においては、被害者の人権が著しく侵害され、深刻な被害が生じている。同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角にすぎない。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置、適切な支援の提供を含め、次の事項を含む施策の早急な実施を要望する。(1)性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設

置を都道府県に促すことの内容とする法律を早急に制定し、被害者に寄り添う形での緊急時、中長期にわたる支援を法定化すること。(2)法律に基づき、性暴力被害者に対する支援のための施策を総合的に策定し、あわせて、被害者に寄り添う支援を行うための人材育成等、必要な財政上の措置を講ずること。(3)政府は、ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。

◆国民健康保険都道府県単位化に係る意見書
2018年4月から国民健康保険都道府県単位化が実施される。保険税がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題である。本市の国民健康保険の加入者は、所得300万以下が8割を占めており、加入者の4割が2割、5割、7割軽減を利用するなど、保険税負担が限界にきていることを示している。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、各市町村が低所得者の保険税を軽減するなど地域の実情に応じて国民健康保険制度を定めてきた歴史からも、自治体の事情を考慮せず国民健康保険事業方針が決定されようとされていることに対し、次の事項について実現するよう強く要請する。(1)事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。(2)保険料については、支払える保険料にするため引き下げを行うこと。(3)一般会計法定外繰入、保険税決定など、市町村にお

決議

ける独自の権限を尊重すること。(4)国民健康保険の安定的運営のため、国において十分な財政措置を行うこと。(5)整備が整わないままの拙速な実施は行わず、延期することも検討すること。

◆北朝鮮のミサイル発射と核実験に対する抗議決議
8月29日及び9月15日、北朝鮮が発射した弾道ミサイルが、北海道の上空を通り、太平洋上に落下した。事前の通告もなく、我が国土を飛び越える発射という暴挙は、我が国の安全保障にとって深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認することはできない。たび重なる北朝鮮のミサイル発射は、地域の平和と安全を著しく損ない、国際社会に緊張をもたらす暴挙であり、大量破壊兵器の拡散防止に向けた国際的的努力を無視する行為である。また、9月3日には水爆と思われる核実験を強行した。非核都市宣言と三鷹市における平和施策の推進に関する条例を議決し、非核・平和を求める本市議会は、今回の行為を極めて許しがたいものであると認識し、北朝鮮に対して厳重に抗議するものである。また、政府に対し、北朝鮮が同様の行為を繰り返すことのないよう、国際社会と連携し、東アジアの安定と信頼醸成の構築に努めることを強く求めるものである。よって、本市議会は、北朝鮮のミサイル発射と核実験に抗議するものである。